

「自動車登録のあり方に関する検討会」第5回議事概要

1. 日 時 平成 23 年 3 月 29 日（火）10:00～12:00
2. 場 所 国土交通省国際会議室
3. 今回は、これまでに本検討会で議論した各論点についての整理を行うこととし、最終的にこれまでの意見の概要が別添のとおり整理された。

以 上

「自動車登録のあり方に関する検討会」における意見の概要

(1)「所有権についての公証」について

〈所有権の公証の必要性について〉

- 自動車の登録制度は、自動車が社会の主要な移動手段であり、交通事故や環境汚染等の原因になるという特殊性に鑑みれば、自動車を社会的に管理する観点、安全や環境に対する責任の観点から、その財産価値に関わらず引き続き維持することが適当。本格的にその必要性を議論するのであれば、より幅広い関係者の意見聴取が必要。
- 自動車の所有権の公証を行わない場合には、保険請求や損害賠償請求といった行為、自動車の仮差押えや強制執行（最高裁判所規則）などに多大な影響を及ぼす。因果関係は定かではないが、所有権の確認を行っていないイギリスにおいて車両の盗難件数が諸外国よりも多いことを鑑みれば、盗難が増えることが想定される。
- 自動車の登録の多くは、ディーラーなどの代理人が自動車ユーザーに代わり申請をしているのが実態であることから、自動車ユーザーの観点からは、諸手続の手間はすでに最小限である。その手間に比べれば車という財産を守るための所有権の公証はメリットが大きく、維持されることが望ましい。
- 自動車はクレジット販売が多く、取引の安定性は重要。所有権の公証は必要と考える。登録を選択制とするアイデアについては、各ユーザーへの説明、意思確認等を要し、ユーザーに混乱をもたらすこととなるため、選択制は望ましくない。
- 道路運送車両法第一条に「公証」と規定されていることから、自動車については「所有権の公証」という用語が使用されているが、所有権を公証するという考え方は新たに所有権を登録により作り出すように理解され、特異である。なお、不動産等については「公示」という用語が使用されている。

〈軽自動車との関係について〉

- 国民は、登録車と軽自動車が所有権の公証の有無で違いがあることを十分認識していない。かかる現状において、所有権の公証のない軽自動車にトラブルが少ないからといって、登録自動車も所有権の公証を無くすという議論は、現状を踏まえていない議論と考える。
- 軽自動車の車検証には所有者の欄があるため、所有権の公証がなされていない為に起こるトラブルは少ない。ただ、年間10件程度「勝手に名義変更された」等の相談が寄せられている。
- 自動車の盗難車種を見ると、トップ10に2車種の軽自動車が含まれている。その意味では、軽自動車の盗難も少なくないと思われる。

- 登録車と軽自動車については、歴史的経緯を背景に現在のような制度になっていると思われる。既に税制など、二つの別の制度を前提とした社会的な仕組みが構成されている。一元化するという考え方はあり得るが、幅広い関係者に影響する話であり、関係者の混乱などもあるであろう。

〈登録識別情報制度について〉

- 登録識別情報制度の運用に関し、所有者・使用者が同一の自動車まで拡大された場合、一般の自動車ユーザーによる自動車の売買が対象に含まれることとなる。この売買において、所有者の本人確認に登録識別情報を用いる場合、新所有者は旧所有者から提供される登録識別情報の真正性を確認できず、悪意の旧所有者がいる場合、自動車売買後に新所有者が登録手続を完了することができなくなってしまうため、本制度の利用拡大を図るのであれば改善が必要。
- 登録識別情報制度の活用範囲を広げ、広く自動車登録において印鑑証明書に代わる本人確認手段とする考えは、不動産登記で印鑑証明書及び登記識別情報制度が二重の本人確認手段とされていることとの平仄がとれない。

（２）封印制度について

〈封印制度の存廃の議論〉

① 制度を存続させるべきとの意見

- 封印制度の議論については、制度の存廃の問題と改善の問題を分けて議論すべき。制度の存廃の問題は、今回参加している関係者が一致して廃止後の社会が問題無くイメージできるようになった時に真剣に検討すべき議題である。時間をかけて定着した制度であり、一旦廃止にすると戻すのは大変である。一方で、制度の改善の問題は、国民負担の軽減の観点から検討すべきもの。
- 自動車は、小型船舶と異なり同型式のものが数多く存在する。自動車を外見から特定する手段はナンバープレートであるところ、封印制度は車両とナンバープレートの同一性を担保する手段として重要。
- 封印制度は、自動車盗難の防止に一定の効果があると考ええる。インターネットで封印が販売されているが、これはナンバープレートに関する不法な用途があることの証左である。以前は簡易な作りであったが、現在は自己破壊型という、取り外しが困難な作りになっており、ナンバープレート盗難などの犯罪抑止に効力があると考ええる。
- 輸入車の平均価格は５百万円程度であり、高いものには数千万円する車もある。一部の悪質な者が自動車盗難などの犯罪を行っているのは事実であり、封印が秩序維持に貢献しているものと考ええる。

- 中古自動車は、車台番号とナンバープレートと車検証で自動車を確認する必要があり、封印制度はこの確認を確実にする制度的担保手段である。
- 封印の委託制度は、歴史的経緯を経て、自動車流通の実態に応じた形となっている。受託者が責任をもって封印を管理する制度であり、現在はうまく機能していると考ええる。

② 制度を廃止すべきとの意見

- 軽自動車には封印制度はなく、登録自動車でも封印の廃止は可能ではないか。軽自動車の盗難の状況が登録自動車の状況と比べて多いという話は一般的には聞かれず、封印と自動車盗難の関係は無関係と考える。仮に、封印制度の目的が犯罪抑止なのであれば、なぜ軽自動車には封印制度がないのか、という話になる。また、車体とナンバープレートの一体性を担保する手段は特殊なネジを用いるなど、封印以外でも達成可能である。
- 封印制度の目的は、所有権公証の制度的担保の一部であり、犯罪抑止というのは派生的な効果にすぎない。また、ワンストップサービスを推進し、国民負担を軽減するのであれば、国民自らが施封できない現在の封印制度は廃止すべき。仮に廃止しないのであれば、それなりの制度設計をすべき。

〈封印の管轄制度について〉

- 封印制度の現状（委託制度のあり方、委託の範囲、委託手続）は、自動車流通の中でコスト要因となっており、コスト効率化のための改善策を求める。例えば、封印制度の管轄制度を廃止（各県毎の封印の文字の全国統一化）し、全国統一のものとすべきである。
- 現在政府が推進しているワンストップサービスについては、電子申請と並行する「物の動き」をいかに円滑にするかが重要。封印制度はその観点で改善を検討すべき。
- 全国一律の封印とする場合、管理方法が課題となる。また、偽造を考える者にとっては費用対効果が向上するので、偽造されやすくなるおそれがある。

（３）自動車登録の管轄制度について

① 管轄制度の存続を求める意見

- 管轄制度の議論についても、制度の存廃の問題と制度の改善の問題を分けて議論すべきであり、存廃については、意見が分かれている現状を見れば、実施を検討すべきではない。ナンバープレートの地名表示のあり方については、国民の心理的影響も考慮すべき。一方で、制度の改善の観点から、抹消登録時や抵当権設定、嘱託などの限られた状況については、緩やかな対応を検討すべき。
- 管轄制度は、徴税制度や車庫証明制度とリンクするし、リコールの際に自動車部品を最寄りの販売店に供給することを想定すると、使用者の所在をできるだけ正確に把握する必要があるため、存続すべき。

- 仮に管轄制度を廃止すると、一部地域に申請が集中することになる。また、ナンバープレートの地名が不要となり、ご当地ナンバーといった面でも影響が出る。
- ナンバープレートの地名は、どこの車かを分かりやすくし、ドライバー同士で見慣れないナンバーの車の運転を注意するなど、機能している部分があると考える。

② 管轄制度の見直しを求める意見

- 一連の番号となっているナンバープレートの準備を除けば、管轄をなくしても、業務としては困らないのではないかと。
- 自動車の登録システムが全国統一されているという意味では、管轄制度をなくすことも可能かもしれない。ご当地ナンバーなど、地域の愛着もあるであろうから、ナンバープレートの地名は維持しつつ、管轄制度を使いやすい制度に改善することが重要。
- 現在の登録制度を見ると、詳細な手続のレベルで地方毎に違いが見られ、全国企業においては対応に苦慮している。全国統一的な取扱をしてほしい。

(4) OSSについて

〈OSSの利用拡大全般について〉

- OSS の利用拡大のためには、長期的には、住民基本台帳カードを普及させるべきであり、関係省庁が連携して取り組むべきである。短期的には、別送方式を取り入れるなどして、対応すべき。
- 住民基本台帳カードが普及しないのは、その取得にメリットが少ないからではないか。現在でも同カードの利用価値は OSS と e-Tax くらいしかないように思われる。
- 自動車登録の窓口での手続は、既に円滑・便利なものになっている。既に便利な窓口手続に比べて OSS は更に便利になっているか、という意味で考えると、①自動車登録はナンバープレート及び封印の取り付けという自動車ユーザー自らには物理的に困難な手続があること、また、②住民基本台帳カードの取得や電子申請関連の知見を要するなどのハードルがある。
- 自動車メーカー側では、2005 年 12 月末の時点から技術的に OSS に対応する環境を構築した。現在 10 都府県で導入されているが、他の自治体が導入しても即応できるようになっている。

〈添付書類の簡略化について〉

- 自動車検査証の記載事項は厳密に確認された事項であり、地方税の納税や自賠責保険の取扱い等の官民の他制度で活用されており、原点において考えられた役割より肥大化した役割となっている。所有者・使用者が同一でない場面で希望により交付される自動車検査証の様式の導入だけでも、反響が大きかったところ、自動車検査証の記載事項の更なる簡素化は難しいのではないかと。

- 自動車検査証の車内備え付け義務と申請時の添付義務から生じる、登録申請時に自動車運行ができない現状については、例えば車検証の附票を作成し、登録申請時は、自動車検査証を提出せず、申請に基づき附票を運輸支局が送付する（自動車検査時に附票情報を新検査証に反映する）ことでクリアできるのではないか。また、仮に自動車検査証の車内備え付け義務を見直すのであれば、自賠責保険証明書についても併せて議論をすべき。
- 中間登録では、相続や破産を原因とする登録があり、この場合は関係書類が多い。OSSを中間登録に拡大する場合、過誤の無い審査をする必要性を考えると、書面の簡素化には限界があるのではないか。
- 手続の電子化を進める以上、添付資料については、できる限り減らすべきである。例えば、委任状に実印は不要とし、ディーラーで委任状を保管し、国への提出義務を無くすべき。自賠責保険証明書も電子的に処理できるのではないか。
- 登録識別情報制度のセキュリティを向上した上で、同制度をベースに OSS システムの手続を拡大すれば、本人確認のための印鑑登録証明書・委任状等の添付書類は不要となるのではないか。

〈本人確認方法について〉

- 本人確認方法については、新所有者については不動産登記と同様、住民票などの住所証明情報で良いのではないか。また、住民基本台帳カードは、本人確認方法の有効な手段と考えるが、残念ながら普及していない。発想を転換して同カードの普及を考え、電気製品のエコポイントを住民基本台帳カードに貯める、といった普及促進策を考えてはどうか。
- 本人確認手続の簡素化について、不動産登記と同様に新所有者に認印と住民票を求めることについては、車と不動産の性質の違いを再度考えるべき。自動車登録制度が自動車の流通の基礎となっている現状に鑑みると、新所有者についても厳格に本人確認を行うことは必要ではないか。実印及び印鑑登録証明書は必要。簡略化できるのは、ディーラーからの移転登録など、限られた場面であろう。
- 本人確認方法として不動産と比較をしているが、不動産で登記権利者から認印及び住民票を求めるのは、当該登記権利者が虚無の者でないことを確認するためである。存在確認であり、意思確認ではない。自動車登録において、意思確認にあたっての本人確認手段を住民票とするのであれば、不動産とは並びが取れていないことになる。
- 不動産登記でも、オンラインで行う本人確認は住民基本台帳カードに依っている。同カードが普及していないことの問題はどのオンライン申請にも共通であり、総務省に關係省庁は強く働きかけるべきである。
- 実印及び印鑑登録証明書の代替手段については、本人確認ができるかどうかで考えるべき。認印で本人確認できるとすると、本人成りすましによる徴税逃れ、運行者責任の回避などの問題が生じる可能性がある。よって実印及び印鑑登録証明書による確認は必要。

〈申請方法及び交付物の受け渡し方法について〉

- 交付物を郵送で取り扱うのは現実的な選択肢だが、煩雑な取り扱いとなる。また、郵便が届いたかどうかでトラブルとなる可能性もあり、賛成できない。
- OSS のメリットを再認識すべき。本来は、住民基本台帳カードを活用して、国民が申請するものであったが、同カードの普及が頓挫したため、代理人による OSS 申請に限って一部添付資料を別送する取扱を導入しているのが現状。OSS システムはメリットを本来享受すべき国民に使いやすいものとすべき。
- 中間登録を平成 24 年度に地域拡大・手続拡大するのは困難ではないか。現行の新車・新規登録に集中し、国民からの印鑑登録証明書別送方式を可能とし、発生する郵送対応として一部書類の取扱を有資格者による代理人制度を活用してはどうか。
- 車検証を郵送で取り扱う場合、記載変更期日、手続完了期日がいつになるのか、分からなくなる。自賠責保険料が変更になるタイミングでは、この期日が重要になるところ、その確認方法を担保して欲しい。
- 自動車の登録手続では、ナンバープレート、保管場所標章など、物の流れが不可避免的に発生する。OSS を推進していく上では、この不可避免的な物の流れを集約して一括で済ませられるよう、政府として取り組むべき。
- 交付物の受け渡し方法については、一括でできるように工夫するのが良いと考える。現在、国土交通省の範囲内ではかなり達成されているが、関係省庁との連携が十分ではない。一般的にワンストップ化の取り組みで、省庁の壁を乗り越えられていないことは多い。OSS も同様であろう。
- 運輸支局あて申請書類の郵送あるいは電子的登録申請の方法により、申請時の出頭義務を緩和できる。郵便の活用については、本人限定受取郵便の制度もあり、こういった制度の活用が必要となるであろう。

〈今後のワンストップサービス（OSS）のイメージについて〉

- 大局的に見て、OSS を普遍化していく、という点では、本検討会の各委員の合意はあるのではないかと。一筋縄では行かず、時間を要すると思われるが、この方向性については合意されていると思われる。
- 今後の OSS の展開においては、行政を肥大化させないという観点も必要。
- 新しい手続の検討の際は、「自動車ユーザーが想定通りに行動しない」ことを予定した設計を行うことが必要。
- OSS は、住民基本台帳カード取得の必要性、専門用語の理解等が壁となり個人利用は進まず、ディーラー等代理人による利用が進んでいるところ。今後、OSS の一層の推進を検討する際には、利用者としては個人だけではなく代理人を想定することが現実的。
- 変更登録や移転登録の OSS フロー図については、登録日がいつか、という点についても検討をして欲しい。保険事務への影響がある。

- 登録申請が窓口と OSS で並存するのであれば、同一の自動車に対する窓口での登録申請と OSS の登録申請が同時に行われた場合の優先順位の考え方（ルール）を決める必要がある。
- 都道府県税の申告について、県毎に様式に違いが見られる。できるだけ簡易な形でこれら様式を統一するよう、働きかけることが必要ではないか。
- OSS の郵送一括受付窓口（OSS センター）を設けることについては、業務量が多いと思われる。行政を肥大化しないためにも、民間の活用について検討すべき。
- OSS の変更登録は、ナンバープレートの変更を要する登録が主である。その際、封印の乙種事業者への委託内容を現状のままとしていては、利用が進まないのではないか。
- ナンバープレート取り付けのために出頭を要するのは、OSS の隘路。封印制度の見直しは必要。

（５）登録手続における添付書類の簡略化の方向性について

- 添付資料の見直しは、現在の添付資料が果たしている役割（何を証明し、どのような証明力があるのか等）についての検討を行うことが必要。単に代替物を探すだけでは簡略化には限界がある。
- 所有権の公証を行っている登録自動車については、添付書類の簡略化が可能な部分には限界がある。
- 自動車検査証を検査と登録で分離する案については、同検査証を信じて車を売買する自動車ユーザーに被害が及ぶ可能性がある。仮に分離するのであれば、自動車ユーザーへの十分な周知により、ユーザーの意識を変えることが必要となる。
- 住所変更の履歴すべてを登録手続時に証明するのは申請者には負担の多い作業である。例えば誓約書で代替するなど、負担軽減策を検討していただきたい。
- 将来的に、住基ネットを活用し、住基ネットから取得した個人情報と MOTAS から取得した自動車情報を申請書記載の情報と突合することにより、意思確認等の代替とすることは出来ないか。
- 自動車保険の締結時に、自動車検査証は確認書類の一つとなっており、仮に同検査証を登録と検査で分離するなら、その場合の実務を検討する必要がある。
- 自動車検査証は、自動車売買の際、真の所有者を確認する手段となっている。仮に同検査証の返納を不要とすると、一台の車に複数の同検査証が交付されることとなり、自動車売買時のトラブルの種になる。
- 整備命令の対象車は、整備を受けない限り名義変更等の手続を進められないこととなっている。「全ての検査は登録につながる」という基本的考え方の反映である。今回、自動車検査証を検査と登録で分離するのであれば、基本的考え方からの変更となる。

- 譲渡証明書について、契約書の写しで代替することを検討すべき。不動産の場合は、贈与なのか売買なのか等が分かるようにしている。自動車の現在の様式は非常に簡素なものであり、委任状と一本化して廃止するなど思い切った簡素化を検討すべき。
- 自動車を相続する際、残存価値が 100 万円を境にして提出書類が異なる取扱い（相続人全員の署名を要する書面か、相続人代表の署名を要する書面か）となっている。この取扱いについても見直して欲しい。

（６）その他

- 今回の検討会は、毎回テーマが大きく、各々のテーマについて、引き続き議論を進めていく必要があると認識しているが、全てをパッケージで議論しては最終的には何も実現しなくなる。すぐに実施可能な事柄と、時間をかける事柄を分け、前回の封印についての議論など、すぐに実施可能な事柄は迅速に取り組むべき。
- 政策グランプリで提案されていた、住所確認手段として免許証の写しを活用する話については、問題があると考える。本人確認のうち、住所を公的に確認する手段は住民票である。免許証は住所を確認することが主目的の証明書ではない。
- 変更登録のあり方を見直して欲しい。転勤のケースなどで変更登録がなされていないことが多い。リコールの際に通知が届かないことから問題となっている。ナンバープレートを変えずに変更登録を申請できるように制度を見直してはどうか。保管場所証明についても届出にできれば、書類申請のみで変更登録が可能となり、現住所の更新が促進されるだろう。
- クレジット会社に所有権留保された自動車について、ローンを完済した後に、移転登録を行わないケースが多く、クレジット業界の負担となっている。B タイプ車検証の移転登録を現所有者側から申請できるようにして欲しい。
- 登録の土日受け付けについても検討すべきではないか。自動車ユーザーが最も登録手続を行える曜日は土日である。
- ICT を活用した自動車登録手続の簡略化・電子化については、賛成である。国民負担の軽減は、国民目線で行って欲しい。
- 将来的には、自動車税の電子納付・電子的納税確認、OSS 内での検査登録手数料の電子納付、車検証に自賠責保険付保状況を掲載、MOTAS 内でリース車両を明確化、といった対応を希望。

以 上